

表 8 自立支援協議会で年 1-2 回協議される項目

	複数回答、(%)
5-9 地域の関係機関によるネットワーク構築	188(58.4)
5-7 地域の現状・課題についての情報共有	191(58.2)
5-8 障害者福祉関係者・機関以外との情報交換	180(55.7)
5-16 障害者計画の進行管理・具体化	176(55.0)
5-15 検討課題からの施策提言	170(54.1)

最も協議されにくい項目は、評価に関すること（5-2「重度包括支援事業の評価」、5-3「審査会のチェック」）、専門性の育成に関すること（5-19「専門職の人材育成のプログラム実施」、5-20「専門職以外の人材育成のプログラム実施」）であり、5-23「『居住サポー

表 9 自立支援協議会で協議されにくい項目

	複数回答、(%)
5-2 重度包括支援事業の評価	285(91.1)
5-3 審査会のチェック	287(91.1)
5-19 専門職の人材育成のプログラム実施	278(90.0)
5-20 専門職以外の人材育成のプログラム実施	279(90.0)
5-23 「居住サポート事業」「あんしん賃貸支援事業」の連携	274(89.0)

ト事業』『あんしん賃貸支援事業』の連携」も併せ、より限定した専門性に関することは 9 割の協議会でほとんど着手されていないことが分かる（表 9）。

問 6 自立支援協議会の機能項目

協議の有無に併せ、実際の機能状況を問 6 で尋ねた。質問項目は問 5 の 27 項目と同じであり、「全く機能していない」、「あまり機能していない」、「どちらともいえない」、「やや機能している」、「よく機能している」の 5 段階で評価してもらった。問 5 と同様に比較的よく機能している項目として「やや機能している」と「よく機能している」の合計、機能していない項目として「あまり機能していない」と「全く機能していない」の合計、各上位 5 項目を表 10、表 11 にまとめた。

まず、「やや機能している」、「よく機能している」の合計上位 5 項目をみると、情報の交換や共有に関すること（6-7「地域の現状・課題についての情報交換」、6-8「障害者福祉関係者・機関以外との情報交換」、6-6「困難事例についての情報共有」）、関係構築や連携に関すること（6-9「地域の関係機関によるネットワーク構築」、6-10「困難事例への対応のあり方に関する協議、調整」）は、表 7 で見たように「協議している」ことが、実際に「機能」もしているのとらえることができる（表 10）。

表 10 自立支援協議会の機能(1)

	複数回答、(%)
6-7 地域の現状・課題についての情報交換	215(70.3)
6-9 地域の関係機関によるネットワーク構築	187(62.2)
6-8 障害者福祉関係者・機関以外との情報交換	179(59.5)
6-6 困難事例についての情報共有	174(57.2)
6-10 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整	159(52.6)

次に「まったく機能していない」と「あまり機能していない」の合計上位5項目をみると、上位3項目は表9「自立支援協議会で協議されにくい項目」と共通し、着手・検討していないため機能もしていないといえるだろう。

問5・問6とライフステージ関連項目の関係

ライフステージの継続性に関する3項目について、問5で協議状況、問6で機能状況を質問した。まず5-25「記録データの関連機関への引継ぎ」は、「全くしていない」、「予定さえしていない」の合計が259ヶ所(84.1%)と8割以上を占めた。次に、5-2「将来に予測される危険性についての情報提供」についても、「全くしていない」、「予定さえない」の合計も252ヶ所(81.3%)と8割を占めた。一方5-27「学校、商工会議所などとの連携」は若干協議している割合が高くなり、「年1-2回協議している」と「月1回協議している」

表 11 自立支援協議会の機能(2)

	複数回答、(%)
6-3 審査会のチェック	233(81.8)
6-2 重度包括支援事業の評価	230(81.3)
6-23 「居住サポート事業」と「あんしん賃貸支援事業」の連携	231(81.3)
6-22 権利擁護に関するサブ協議会等の設置・運営	229(80.4)
6-4 サービス利用計画作成費対象者の評価	225(80.1)

の合計が108ヶ所(37.7%)となった(表12)。問6「機能」では、6-27「学校、商工会議所などとの連携」の「やや機能している」と「よく機能している」の合計が56ヶ所(19.4%)と他の項目に比べて若干高かった(表13)。

表12 自立支援協議会の協議項目「ライフステージ移行の観点から…」

(%)

	予定さえない	全くしていない	年1-2回	月1回	週1回
5-25 記録データの関連機関への引継ぎ	56(18.2)	203(65.9)	39(12.7)	10(3.2)	0(0)
5-26 将来に予測される危険性についての情報提供	46(14.8)	206(66.5)	41(13.2)	17(5.5)	0(0)
5-27 学校、商工会議所などとの連携	32(10.3)	171(55.0)	85(27.3)	23(7.4)	0(0)

表13 自立支援協議会の機能「ライフステージ移行の観点から…」

(%)

	全く機能しない	あまり機能しない	どちらともいえない	やや機能	よく機能
6-25 記録データの関連機関への引継ぎ	152(53.7)	62(21.9)	52(18.4)	13(4.6)	4(1.4)
6-26 将来に予測される危険性についての情報提供	146(51.4)	65(22.9)	45(15.8)	23(8.1)	5(1.8)
6-27 学校、商工会議所などとの連携	119(41.3)	59(20.5)	54(18.8)	47(16.3)	9(3.1)

問7 自立支援協議会の機能についての自由記述

自立支援協議会がうまく機能している例の自由記述には、大きく3つの特徴がみられた(表14)。第1は「ネットワーク構築」に関する記述である。まずは例1、2にみるように「顔見知り」になることで課題を共有できたり、「様々な関係機関」で集まるため、福祉関係者以外とのつながりができたりすることがある。また、例3、4にみるようにネットワークをつくることにより「ニーズのチェック、情報共有」が行われ、とりわけ「困難事例への対応」に関して、3障害で分断されがちだった情報が集約されるようになったという意見がある。さらに、例5にみるように、「ライフステージに応じた支援」の可能性が広がるということもあった。

第2は「運営体制」に関する意見であり、集約すると「専門部会において役割分担をすとうまく機能する」ということがいえそうである。まず例6、7、8に見るように、協議会といっても人数が多いため、より少人数の「専門部会」に分かれたほうが専門的な話し合いができる。一方、それだけでは協議会の意味がないため、例9や10に見るように、「ワーキンググループ」なり「専門部会」の活動をとおして協議会自体をネットワーク化すること、意見を集約する流れやしきみをつくることが重要だといえそうである。

表 14 自立支援協議会の機能に関する自由記述(抜粋)

ネットワーク構築	【例 1】地域の関係者のネットワーク化(顔見知りになる)と地域の課題が共有化された。
	【例 2】協議会の委員はさまざまな関係機関で構成しているため、障害者福祉関係者以外の方との情報交換や意見交換ができています。
	【例 3】障害者団体及び関係機関とのネットワークの構築により、ニーズに対するチェック及び情報の共有が図られ、困難事例の解決策検討課題等の協議が施策提案に向けた推進ができてきた。
	【例 4】地域のインフォーマルな社会資源や障害者個人に関する情報交換や、困難事例の対応についての協議等、今まで身体、知的、精神3障害ごとに分断されがちであった情報が集約され体系化できるようになった。
	【例 5】特別支援教育を円滑に進めるために設置されている特別支援ネットワークと連携をとることでより生涯にわたりライフステージに応じた支援を行うことができる。
	【例 6】理解啓発部会、療育部会、就労・進路連絡会に分かれ活動を行なっているため専門的な話し合いや活動ができています。
専門部会	【例 7】専門部会を置くことで、より深く検討できる。全体では30名近いので専門部会では6-7名と少人数で検討している。
	【例 8】2つの専門部会とプロジェクト会議を設置し、協議会構成員の中でもより実態把握が可能なメンバー構成としていることで課題解決に向けた連携を図ることができる。
	【例 9】自立支援協議会を構成する委員が中心となり、設定課題に沿った情報を持った人物を招へいし、「ワーキンググループ」を編成し適宜情報交換を含む協議を行なっている。ワーキンググループの活動を通じて自立支援協議会のネットワーク化ともなる。
	【例 10】協議会とは、普段の実践の上にこの種の協議会があると思う。そのためいかに実践の中身(ニーズ)を協議会に上げていくかを重視して、下から上へと意見が流れるような体制・仕組みとしたことから問6の7.8.9.10.13については話し合いを行なう土台ができ、とてもよく機能している。
その他	【例 11】就労支援部会による就労継続支援事業利用者に係る更新審査
	【例 12】相談支援事業者の運営評価:相談支援事業者の運営基準を検討し、実施要綱案を作成
	【例 13】障害者の住宅入居に関して、圏域関係市町村間で連帯保証人について所得証明書の添付を義務つけている。手続き上の相違がある点などの課題に対して、共通の手続きを求めるといった具体的な検討を生活支援部会で行なっている。

第3に少数ではあるが、問6では「全く機能しない」の上位であった「評価」や「住まいのサポート」について「うまくいっている」という具体例があった。評価に関するものとしては、「就労継続支援」の更新審査を「就労支援部会で行っている」という例、「相談支援事業者の運営基準を定めた」という例であり、「住宅入居」に関しては手続きの統一化を図ったという例である。

問 8-1 住宅入居等支援事業実施状況

ここからは、相談支援体制の強化に関する質問項目である。市町村の地域生活支援事業である「住宅入居等支援事業」(居住サポート事業)の実施状況は、実施済と平成19年度中に実施予定を合わせて76ヶ所(20.8%)と約2割に留まった(表15)。なお、厚生労働省の調査によれば、平成20年に実施済みと実施予定の計が14%である。

表 15 住宅入居等支援事業の実施状況

	(%)
実施済み	56(15.3)
平成 19 年度中に実施予定	20(5.5)
未実施	289(79.2)

【参考】厚労省調べ（H20 年 4 月 1 日）

- 実施 11%
- 実施予定 3%
- 未実施 86%

問 8-2 住宅入居等支援事業の内容

問 8-1 で居住サポート事業を「実施している」と回答した市町村のみの回答である。結果からは、不動産業者への斡旋依頼や、家主との交渉など個別の対応はその時々に行っているが、リストの作成やサポート体制の整備など、今後転居などを希望する障害者への支援を中心とする基盤整備にはなかなか手が回らない状況が見えてくるようである（表 16）。

表 16 住宅入居等支援事業の内容	複数回答
障害者向け住宅の確保、リストの作成	5
入居支援(不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居手続き支援)	44
24 時間支援(夜間を含め緊急対応が必要な場合の相談支援、関係機関との連絡調整等)	25
居住支援のための関係機関によるサポート体制の整備	27

問 8-3 公的保証人制度の有無

市町村において民間賃貸住宅等に入居する際の公的保証人制度の実施は 10 ヶ所（2.8%）で、ほとんど実施されていないことが分かる（表 17）。

表 17 公的保証人制度の有無

	(%)
ある	10(2.8)
ない	352(97.2)

問 8-4 成年後見制度利用支援事業

市町村の地域生活支援事業である「成年後見制度利用支援事業」の実施状況は、平成 19 年（2007）年度中に実施済みと実施予定の計で 179 ヶ所（48.9%）と約半数であった（表 18）。

表 18 成年後見制度利用支援事業の実施状況

	(%)
実施済	159(43.7)
平成 19 年度中に実施予定	19(5.2)
未実施	186(51.1)

【参考】厚労省調べ（平成 20 年 4 月 1 日）

- 実施 31%
- 実施予定 6%
- 未実施 63%

問 8-5 発達障害者支援センター運営事業

都道府県の地域生活支援事業である「発達障害者支援センター運営事業」の実施状況は、実施済と平成 19 年度中に実施の計で 36 ヶ所（10.1%）であった（表 19）。

表 19 発達障害者支援センター運営事業の実施状況

	(%)
実施済	31(8.7)
平成 19 年度中に実施	5(1.4)
未実施	322(89.9)

問 9-1 委員の所属する事業所

委員の所属を多い順にみていくと、「サービス事業所」、「相談支援事業所」、「行政職員」の 3 つからはほぼ全ての協議会に参加があることが分かる。障害当事者団体は 267（93%）、教育関係機関は 267 ヶ所（92.4%）であった（表 20、表 21）。

表 20 自立支援協議会への参加が多い事業所の上位 5 項目

	複数回答、(%)
9-4 障害福祉サービス事業所	304(97.4)
9-1 指定相談支援事業所	282(95.9)
9-15 市町村、都道府県の行政職員	264(95)
9-9 障害当事者団体	267(93.4)
9-6 教育関係機関	267(92.4)

表 21 自立支援協議会への参加が少ない事業所の上位 5 項目

	複数回答、(%)
9-14 保育所	90(76.9)
9-3 発達障害者支援センター	102(71.3)
9-7 民間企業	76(54.7)
9-8 高齢者介護の関係機関	71(49.3)
9-10 権利擁護関係団体	70(48.6)

問 10-1 開催回数

調査実施時期が、協議会のスタートした平成 19 年の 10 月と年度の折り返し地点だったこともあってか、開催済、開催予定が 0 回という協議会もそれぞれ 67 ヶ所 (20.6%)、6 ヶ所 (1.7%) あった。一方、既に 46 回開催、今後 80 回開催という極端な例もあり、専門部会や作業部会等、準備なども合わせた回数ではないかと思われる。平均すると、既に 2 回実施、今後 3 回実施、年度内 5 回という数になった。およそ 2 月に 1 度の開催であった (表 22)。

表 22 実施回数

	(%)				
	最小		最大		平均
開催済	0 回	67(20.6)	46 回	1(0.3)	2.2 回
開催予定	0 回	6(1.7)	80 回	1(0.3)	2.7 回
平成 19 年度合計	0 回	1(0.3)	126 回	1(0.3)	5.1 回

問 11 専門部会の設置

「専門部会」を特定しているか、していないかはほぼ半数に分かれた。

表 23 専門部会の設置状況

	(%)
設置している	178(50.9)
設置していない	172(49.1)

【参考】厚労省調べ (平成 20 年 4 月 1 日)

- 設置 53%
- H20 年度設置予定 14%
- 未設置 33%

問 11×問 6 専門部会を置いている協議会のほうが機能していた項目

専門部会の設置 (問 11) により機能が高まる協議項目 (問 6) の有無を検証するため、問 6 自立支援協議会の機能についての 5 段階を「まったく・あまり機能していない」、「どちらともいえない」、「やや・よく機能している」の 3 段階にまとめ χ^2 乗検定を行った。その結果、13 項目で有意差がみられ

た（表 24）。

例えば、専門部会を設置する協議会では、困難事例について 6-6「情報共有」に留まらず、一步踏み込んだ 6-10「協議、調整」、あるいは 6-11「入所調整」を行ったり、そのために必要な社会資源を 6-13「マップ化」したり、必要に応じて新たな 6-14「社会資源の開発」をしたりすることが推測される、ということである。また、それらが専門職に必要な 6-17「資質」の向上にもつながっていく可能性がみられる。本研究のテーマに鑑みると、6-25「ライフステージ移行の観点からのデータ引継ぎ」、6-27「学校、商工会議所などとの連携」に影響を与えていることに着目したい。

表 24 専門部会設置でより機能する協議項目

		問 6-6 困難事例についての情報共有				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	25(16.1)	25(16.1)	105(67.7)	155(100)	2	12.626**
	なし	40(28.8)	33(23.7)	66(47.5)	139(100)		
	合計	65(22.1)	58(19.7)	171(58.2)	294(100)		
		問 6-7 地域の現状・課題についての情報交換				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	7(4.5)	21(13.6)	126(81.8)	155(100)	2	21.396***
	なし	28(19.7)	29(20.4)	85(59.9)	142(100)		
	合計	35(11.8)	50(16.9)	211(71.3)	296(100)		
		問 6-8 障害者福祉関係者・機関以外との情報交換				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	17(11.2)	25(16.4)	110(72.4)	152(100)	2	21.699***
	なし	42(30.2)	31(22.3)	66(47.5)	139(100)		
	合計	59(20.3)	56(19.2)	176(60.5)	291(100)		
		問 6-9 地域の関係機関によるネットワーク構築				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	13(8.6)	24(15.8)	115(75.7)	152(100)	2	24.784***
	なし	37(26.6)	34(24.5)	68(48.9)	139(100)		
	合計	50(17.2)	58(19.9)	183(62.9)	291(100)		
		問 6-10 困難事例への対応のあり方に関する協議・調整				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	29(19.1)	24(15.8)	99(65.1)	152(100)	2	17.566***
	なし	43(30.7)	40(28.6)	57(40.7)	140(100)		
	合計	72(24.7)	64(21.9)	156(53.4)	292(100)		
		問 6-11 入所調整				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	103(72)	18(12.6)	22(15.4)	143(100)	2	12.379**
	なし	105(80.2)	22(16.8)	4(3.1)	131(100)		
	合計	208(75.9)	40(14.6)	26(9.5)	274(100)		
		問 6-13 地域の社会資源一覧や福祉マップ作り				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	68(47.2)	35(24.3)	41(28.5)	144(100)	2	16.835***
	なし	88(66.7)	31(23.5)	13(9.8)	132(100)		
	合計	156(56.5)	66(23.9)	54(19.6)	276(100)		
		問 6-14 制度にはないインフォーマルな社会資源の開発				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	74(50.7)	40(27.4)	32(21.9)	146(100)	2	16.004***
	なし	96(71.6)	28(20.9)	10(7.5)	134(100)		
	合計	170(60.7)	68(24.3)	42(15)	280(100)		
		問 6-15 検討課題からの施策提案				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	45(30)	47(31.3)	58(38.7)	150(100)	2	18.734***
	なし	72(52.9)	38(27.9)	26(19.1)	136(100)		
	合計	117(40.9)	85(29.7)	84(29.4)	286(100)		
		問 6-17 専門職の資質向上の場としての活用				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	72(49.3)	36(24.7)	38(26)	146(100)	2	9.967**
	なし	89(66.9)	26(19.5)	18(13.5)	133(100)		
	合計	161(57.7)	62(22.2)	56(20.1)	279(100)		
		問 6-18 専門職以外の資質向上の場としての活用				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	81(55.5)	37(25.3)	28(19.2)	146(100)	2	10.155**
	なし	96(73.3)	23(17.6)	12(9.2)	131(100)		
	合計	177(63.9)	60(21.7)	49(14.4)	277(100)		
		問 6-25 ライフステージ移行の観点からの記録データの関連機関への引継ぎ				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	95(66.9)	34(23.9)	12(9.2)	142(100)	2	12.737**
	なし	111(84.7)	17(13.0)	3(2.3)	131(100)		
	合計	206(75.5)	51(18.7)	16(5.9)	273(100)		
		問 6-27 ライフステージ移行の観点からの学校、商工会議所などの連携				df	χ 2 値
		機能していない	やや機能	機能している	合計		
問 11 専門部会の設置	あり	75(52.4)	30(21)	38(26.6)	143(100)	2	12.246**
	なし	96(71.1)	23(17)	16(11.9)	135(100)		
	合計	171(61.5)	53(19.1)	54(19.4)	278(100)		

*=p<.05、**=p<.01、***=p<.001、(%)

問3・問4×問11 専門部会の設置に影響をあたえていること

自立支援協議会設置前の個別支援会議（問3）、サービス調整会議（問4）の有無と、専門部会設置状況（問11）の関係をみるため、 χ^2 乗検定を行った。その結果、協議会設立前に個別支援会議、サービス調整会議を設置していた市町村では、協議会に専門部会をおく傾向があることが明らかとなった（表25）。

表 25 個別支援会議・サービス調整会議の設置と専門部会の設置の関係

		Q11 専門部会の設置 (%)					Q11 専門部会の設置 (%)		
		あり	なし	合計			あり	なし	合計
Q3 個別 支援 会議 の 実 施 (%)	あり	111 (58.4)	79 (41.6)	190 (100)	Q4 サ ー ビ ス 調 整 会 議 の 実 施 (%)	あり	106 (57.9)	77 (42.1)	183 (100)
	なし	66 (42)	91 (58)	157 (100)		なし	71 (43.3)	93 (56.7)	164 (100)
	合計	177 (51)	170 (49)	347 (100)		合計	177 (51)	170 (49)	347 (100)
$\chi^2 = 9.233 \quad p < .01$					$\chi^2 = 7.409 \quad p < .01$				

●まとめ

本調査では、各地域の「自立支援協議会」の協議内容と機能の実態把握を行った。その結果、協議内容としては地域の現状、困難事例に関する情報交換や情報共有が中心であり、評価に関すること（審査会のチェック、重度包括支援事業の評価）、より高度な専門性に関すること（人材育成、「居住サポート事業」「あんしん賃貸支援事業との連携）までは協議されていないことが明らかになった。また機能については、「協議」していることは「機能」として現れていることと、「協議」している上位にあがらない項目の「機能」に、「専門部会」の設置が影響を与える可能性があることが明らかになった。

また、ライフステージを包括した障害者の支援システムのあり方を検討するため、幾つかの質問項目を設定した。これらの項目はあまり協議されていなかったが、「専門部会」をおくことで、ライフステージの包括を意識した支援につながる可能性が示唆された。

第5章 自立支援協議会に関する事例調査の結果と分析

5.1 高知県日高村

1 設立の経緯

日高村は高知県のほぼ中央部に位置し、高知市から16km西へ行った仁淀川の西岸に位置する山間の村である。人口は6,090人（平成19年2月末現在）であり、65歳以上の高齢化率は29.6%である。徐々に人口は減少傾向にあり、平成12年を100%とした、人口比率は平成19年2月末現在で、96.1%である。これに対して65歳以上は同じ平成12年を100%として106.9%であり、高齢化傾向は決して高くないが緩やかに進んでいることがわかる。

障害者は平成18年3月末現在で身体障害者手帳保持者が444人、療育手帳保持者が45人、精神障害者保健福祉手帳保持者が15人となっているが、自立支援医療の受給者数は60人である。身体障害者手帳保持者の内、341人が65歳以上で占めており、全国的な傾向と同様、高齢の身体障害者が多い。

地域自立支援協議会の設立は、平成18年に「日高村障害者計画及び障害福祉計画」策定委員会のワーキンググループとして立ち上げられたことが直接的な設立となるが、それまでに、地域自立支援協議会設立の素地はできていたと考えられる。この素地と考えられる動きは平成9年に遡る。

今回の調査に協力いただいた、日高村の保健師である山下かろう氏が採用されたのが平成9年である。山下氏は元々看護師であり、日高村に採用されるまで看護学校の教員をされていた。それらのキャリアを活かし、日高村採用後は、特に精神障害者のコミュニティケアの分野で、当事者の実態把握や組織化を進める中で、他の障害を持つ人や児童・高齢者を包括する地域福祉体制作りを進めてきた中心人物である。

山下氏は、採用されるとその年に障害者の全戸訪問を行った。特に精神障害者の戸別訪問では拒否的な対応をされる場面も多かったようであるが、翌年の平成10年に身体・知的・精神障害者3障害を対象にした市町村版のデイケアである、「ヤング・ハートフル茂平」が開設されると、これが障害者福祉のいわば拠点となり、その後山下氏らの活動により状況は変わっていく。

この「ヤング・ハートフル茂平」の活動では、山下氏がプログラムを立てて主導権を握ることを避け、ここに集まる利用者がプログラムを決めていくことを基本として、①「プログラムは自分でつくる。」②「自分のしたいことを発見する。」③「自己決定をする。」という姿勢で運営され、利用者主体の理念に裏打ちされている。

日高村は、小規模の自治体であることのメリットを生かし、障害者問題を特別のものにとらえず、住民すべての課題の中の一つとして捉えている。そのため「ヤング・ハートフル茂平」は障害者のためのサービスであることに変わりはないが、平成10年以降、住民に対する村独自のサービスとして様々な活動がスタートする。

平成13年までに子育て支援として「すくすくひろば」、元気高齢者介護予防事業として「高齢者ミニデイ」といったグループ活動が開始される。その後平成16年までにグループ活動を統合し、行政との協働の動きが起こる。平成14年には、「ヤング・ハートフル茂平」と上記2つのグループ活動を連結した「交流広場サロン」が開始されると翌々年（平成16年）にはこれが発展し、「日高村住民ボランティア活動グループわのわ会」の結成に至ることとなる。また同時に精神障害者小規模作業所「ライフファクトリー茂平」も開所された。

さらに平成17年になると、「日高村住民ボランティア活動グループわのわ会」が法人化され、「NPO法人日高わのわ会」となり、障害者を含む住民全体の生活や福祉に貢献する団体へと発展したのである。

この平成 9 年からの活動の間に、日高村や様々なグループは住民への広報啓発活動も積極的に行い、「村民のための心の健康講座」や障害者が日頃の悩みや思いそれに生き方などを多くの住民を集めて発表する場としての「茂平ピック」というイベントを開催している。「茂平ピック」では、日高村の住民で作る劇団「日高気楽座」が精神障害者の人生を題材にした演劇を披露するなど、障害者から健常の住民への一方通行的な啓発ではなく、住民すべてが主体であるといった興味深い活動を行っている。

「ヤング・ハートフル茂平」から始まる一連の活動の財政的基盤として国民健康保険の保健事業を有効に利用しているが、これは、山下氏の思いを受け止めた役場の谷脇氏の存在も大きく関与していると言える。山下氏が行う活動に関して国保の担当をしていた谷脇氏が国保の保健事業を利用できるよう尽力したからである。

また、福祉事業をベースとする既存のネットワークは使わず、福祉に背を向けている人も取り込み、福祉からこぼれている人と手をつなぐことを中心に取り組んできている。このことが、障害者問題を住民全体の課題であるという意識を醸造し、日高村に新しいコミュニティを育てることへとつながっていると考えられる。

現在、このコミュニティの中核に NPO 法人「日高わのわ会」が存在するが、この会は、障害者のみでなく、広く高齢者や一般住民にも認知され、参加を希望する住民すべてに門戸が開かれており、喫茶・軽食点以外にもデイサービスや、給食宅配サービス、名産トマトの栽培とトマトやその加工品の販売などネット販売も含め広く手がけている。「わのわ会」は障害者を含む住民の就労の場ともなっているのである。

このように日高村で地域自立支援協議会ができるまでの約 10 年は、住民自治の再建過程であり、たまたまそこに国の制度が変わり、地域自立支援協議会設置という一つの流れが合流されたためにあまり支障なく、むしろ自然に設立することができたと言える。そのため、他の地域を参考に地域自立支援協議会ができたものではない。

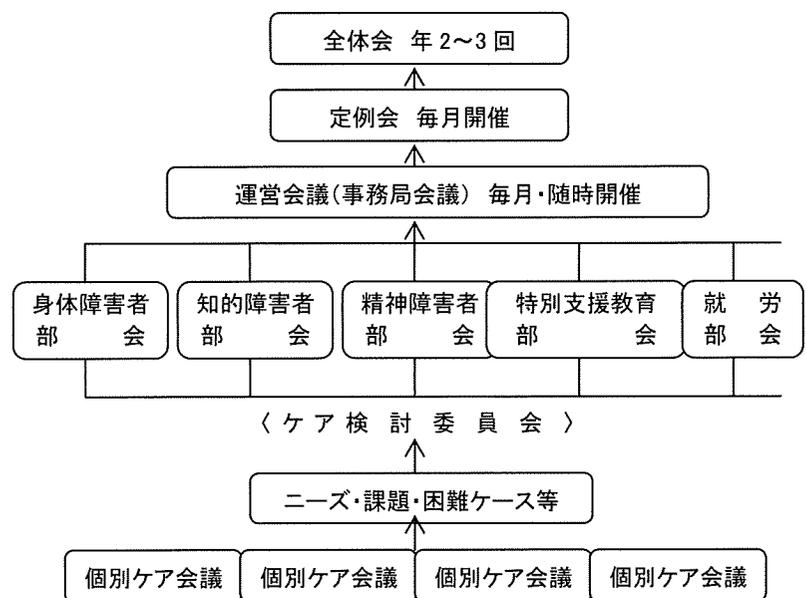
2 組織

日高村の地域自立支援協議会の組織図を図 1 に示す。組織図でわかるように組織上特にユニークな組織構成というわけではない。基本的に国が提案した組織に習って構成されていることが分かる。

ただし、インタビュー時点（平成 19 年 3 月）では図中、中段にある各専門部会は立ち上がっておらず、約 1 年後にこれら部会を立ち上げる予定であると山下氏は話していた。

組織の構成員について、「日高村障害者地域自立支援協議会設置要綱（平成 18 年 10 月 1 日）」の第 3 条第 1 項に「協議会は委員 15 名以内

をもって組織する。」として、同条第 2 項に次のような 3 類型に属する人々を村長が委嘱することとな



っている。第1に「保健、福祉、医療又は教育の分野における学識経験者」、第2に「障害者又は障害者若しくは障害児の家族」、第3に「障害者の保健福祉に関わる事業の従事者」である。

地域自立支援協議会の委員長は、委員の互選により選任され、副委員長は委員長の指名により1名が選任される。協議会の庶務については、役場の健康福祉課がこれにあたることとされている。

日高村の支援協議会の中で一番重要視されているのは、個別ケア会議である。「平成19年度日高村障害者地域自立支援協議会実施計画」の中で、活動の具体的内容として、「本年度は、ケース検討を中心に各委員会が①共通認識（共通言語）を持ち②役割分担をし、専門部会（地域移行・一般就労・処遇困難ケース等）を立ち上げ、日高村障害者地域自立支援協議会にて諮問・協議できる関係性を作るプロセスを重視し、組織化していく一年とする。」と記されている。つまり、設立2年目という平成19年度初頭において、地域自立支援協議会という組織の発展を図るための基礎として、ケース検討を位置付け、そこから組織の発展を目指す姿勢がうかがわれるのである。これは前節の「設立の経緯」でも述べたように日高村の活動姿勢が一貫して一人の課題を住民全体の課題として捉え、解決と資源開発へ繋げるといった姿勢と一致するものである。

3 運営

各会議の活動回数と妥当性について述べる。全体会は、平成19年度2回開催されており、協議会の最高意思決定会議としては、特段の問題がない限りこの程度で妥当と考えられる。

実際の協議会運営に関しては、定例会が毎月行われ、さらに、この会議の前に行われる運営会議（事務局会議）が実務的な運営を支えている。つまり協議会の運営は毎月この2つの会議が担っており、月1回の開催という頻度は協議会をドライブするために十分であると考えられる。

個別ケア会議は必要に応じ随時行われ、地域自立支援協議会が設立する前から実施されていたものを引き継いでいる。この個別ケア会議が障害者支援の出発点であり、ここで協議されたことが、運営会議や全体会に報告され、必要な検討がなされる仕組みとなっている。

個別ケア会議と密接に関係しているのは相談支援事業であるが、日高村の場合、村直営で、福祉、保健、高齢・介護、子育てといった住民すべてが包括される総合相談窓口を設けている。今後も村内および周辺地域を含む相談支援ネットワークの有効な活用や専門的な相談機能の充実を図ることとしており、一人一人の住民の課題からすべてが始まるという日高村の一貫した基本姿勢がここでも表れている。

日高村へ調査に行った際、一人の視覚障害者の支援に関する個別ケア会議を見学することができた。視機能が低下し、現在内職と配偶者の収入により、生計を立てている方の就労支援を図ることを目的とした個別支援会議であったが、会議にはご本人をはじめ、調整役としての山下氏、それにハローワーク、就労・生活支援センター職員、県障害福祉課職員、高知県独自事業の視覚障害者生活訓練訪問指導員等の関係者が集まって実施されていた。その会議の中心はご本人であり、最初にご本人が自分の思いを語ることから始まり、これを尊重する形で会議が進行されていた。また会議のポイントごとにご本人に意向を確認することも忘れずに行われ、この会議に至るまでの相談支援担当者のコーディネーターとしての質の高さを垣間見ることができた。

また、山下氏が今年度（平成19年度）日高村では触法精神障害者の地域移行にも取り組んでいると話され、基本姿勢として再犯防止ではなく、生活設計を立てることを目指しているとのことであった。資源の薄いこの分野の障害者支援において、日高村のこのような姿勢はネットワーク機能が高いレベルであることを示していると言える。

専門部会の立ち上げが遅れている状況を運営という面でどう評価するかということであるが、必ずし

もマイナスにとらえる必要はないと考える。その理由は、①10年に及ぶコミュニティ再構築の取組が成果を上げ、障害者に限らず、あらゆる階層の住民を取り込んだ活動へと展開できている。その成果として活動の拠点となる「NPO 法人わのわ会」を組織し、一定の成果を上げている。②当事者を中心に位置付け、これを地域自立支援協議会が包み、それを取り囲む形で様々な社会資源がネットワークを張るというシステムづくりを目指し、課題解決のためのワーキングに基づいたネットワークを形成するという弾力的な考え方を基本に支援が実施されている。という2点である。ここに、必要なことから形を形成するという戦略が窺われ、「専門部会」という形に初めからこだわるのが、ある意味ナンセンスなものにも見えるからである。

4 効果と今後の課題

日高村は、コミュニティの再構築を目指し、一定の成果を上げている。障害者の支援においても、その相談から就労を含む自立支援まで、地域自立支援協議会ができる以前から成果を出している。

組織上専門部会がまだ立ち上がっていないという現状があるものの、これまでの活動の成果と、「まちづくり」の中核として地域自立支援協議会を位置付け、地域が協働する場であり地域をあげて障害のある人を支えていくという活動を続けていく姿勢に、今後も期待が持てる。基本的に住民である、一人一人の障害者の課題解決過程を大切に、地域全体の課題として新たな資源開発や組織・ネットワークを構築する。そしてこれをスパイラル的に繰り返すといった、いわばソーシャルワークを忠実に実践している地域であることからそう言えるのである。

ただし、全く課題がないわけではない。山下氏は、知的障害者の保護者等で組織する既存の団体から、特に地域移行といった取り組みで、少なからず圧力があると話していた。また、高齢者支援を行う社会福祉協議会とも、その関係に微妙な齟齬があるやに話されていた。これらの課題は日高村独自の課題ではなく、我が国の多くの地域において見られるものであり、具体的な成果が継続的に生まれてくる過程を共有していくことが解決の糸口となるであろう。

また、日高村の取組の中核には山下氏が存在し、山下氏のセンス溢れる実践力と調整力によるところが大きい。日高村役場職員、そして住民に信頼される山下氏の行動を信頼して協働してくれる人は多い。しかし山下氏は役場の職員であり、半永久的に日高村を支える中核にいるとは考えにくい。如何に次の世代を育てるかということが課題となる。

これに対し山下氏は、一連の活動を通して日高村の住民に「住民力」を持ってもらうことが重要であると述べている。自分から自己の状況を発言できるようになった障害者たちの存在、障害者の課題を自分の課題として捉え活動に参加を始めた住民、こういった成果の中に山下氏が言う「住民力」が育まれていると思われる。

いま一つは、地域自立支援協議会の独立性という課題である。日高村は小規模な自治体であることのデメリットよりもメリットを生かし、障害者を含む住民支援に役場職員である山下氏が最大限効果的に役場の財政と権限を利用している。地域自立支援協議会においても役場の関与が現状ではうまく働いている。今後この形態が継続していくのか、あるいは地域自立支援協議会が独立性を高め、行政である役場と対等に活動していくのかといった点は現段階で不明である。さらに考えるならば、日高村という規模の地域においてこれだけのコミュニティ活動が形成されていれば地域自立支援協議会という形式にこだわる必要自体ないのかもしれない。

しかし、山下氏は、「地域自立支援協議会は裁量的経費、つまり自治体が必要だと思うことに自由に使える予算の中の活動に位置付けられている。これは地方自治にとってチャンスだ。」と話され、巧みに

制度を利用するしなやかで、しかし現実的な考え方と行動力を示していただけだと言える。

5 考察（地域自立支援協議会がガバナンスの「場」として成立しているか）

第2章で示した6つ分析枠組みに沿って考察する。

（1）多様な主体の参加

協議会を構成するメンバーの多様性、障害者一人一人の課題を大切に扱い、そこから住民全体の課題に発展させ、必要なネットを構築するという取組から、「組織間の相互依存」は信頼に基づき構築されていると考える。これは実際に見学した個別支援会議に集まった多様な機関・職種の人々を見ても明らかである。

（2）継続的な協議や関わりの存在

全体会や運営会議が月1回定期的に開催され、個別ケア会議の協議内容を共有している点、平成19年度初頭にその年度の地域自立支援協議会実施計画を作成し、計画的に活動を実施している点から、メンバー間の継続的な相度作用や、資源や情報の交換、目標の共有といったことができていると言える。

（3）協議会内での信頼とルール

今回の調査では十分な検証ができているとは言い難い。これは平成18年10月の地域自立支援協議会設立からまだ1年半という期間の短さによるものである。

ただし、設置要綱が整備され、その年度の実施計画も作成され共有されていることや、個別ケア会議を大切にし、そこからすべての活動につなげていくという姿勢が明らかにされていることから、ある程度信頼とルールはできていると推測できる。

（4）国や都道府県との関係

日高村の場合、役場の保健師である山下氏を中心としたこれまでの活動が、地域自立支援協議会の運営にも大きく影響を与えている。つまり役場が関与してできている協議会という見方も見える。ただし、コミュニティが持つ住民主体の力は、「NPO法人わのわ会」の設立過程やその活動実績などから高いものがあると考えられ、少なからず、地域自立支援協議会を支えていると考えられる。

つまり、日高村の地域自立支援協議会は行政と住民がうまく融合してできているという見方もできるのである。行政機関である日高村の関与と住民のかかわりのバランスが今後どのようなようになるのかといった点については、今後追跡調査に委ねなくてはならない。

ただし、高知県は、日高村の個別支援会議に職員を派遣するなど、かなり日高村の取組に注目していると推察できるので追記する。

（5）ガバナンスによる決定の成果

地域自立支援協議会の成果というよりも、協議会設立以前からの活動で培われたネットワークの存在とその成果のほうが現時点で高いと言える。しかし、今後ネットの中核に障害者の思いやニーズを包み込んだ地域自立支援協議会を据えるという日高村の姿勢が今回見えてきたため、今後に期待するところはかなり高いと言える。

(6) 機能しない理由

専門分科会がまだ立ち上がっていないことをはじめ、国が地域自立支援協議会の機能として示した、6つの機能（情報機能、調整機能、開発機能、権利擁護機能、評価機能）の内、権利擁護機能と評価機能についてその取り組み状況を把握することができなかった。

専門部会については、「3運営」で述べたように今後立ち上がる見込みであることと、専門部会の機能を補える地域資源の存在から、あまり問題ではないと考える。

権利擁護機能と評価機能については、平成19年度の実施計画には明記されている。これまでの日高村の活動からみるならば、その必要性が個別ケア会議で現れ、運営会議・全体会議で協議されることとなれば必要な機能として動き出すと考えられる。

いずれにしろ、地域自立支援協議会自体がまだ1年半の活動実績しかない現時点では判断し辛いものである。

5.2 京都府南丹圏域（亀岡市、南丹市、京丹波町）

1 設立の経緯

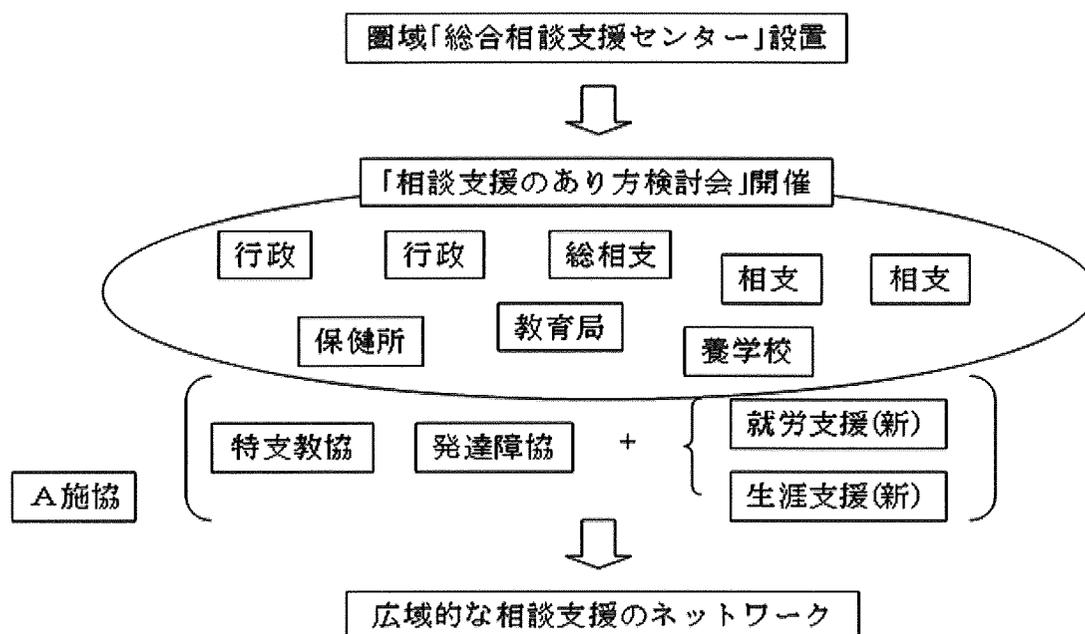
京都府南丹圏域は、京都市の西隣り、京都府の中央に位置する亀岡市・南丹市・京丹波町の2市1町からなる障害保健福祉圏域である。人口は、亀岡市 94,844 人（平成 19 年 4 月現在）、南丹市 36,402 人（平成 18 年 1 月現在）、京丹波町 16,893 人（平成 17 年 10 月現在）、調査年度の差はあるが圏域全体で約 148,000 人である。南丹市は平成 18 年に 4 町が、京丹波町は 17 年に 3 町が、それぞれ合併してできた自治体である。

市町(村)地域自立支援協議会については、2 市 1 町とも設立されたばかりで、まだ十分に機能しているとは言えない。圏域地域自立支援協議会については、障害児者総合支援ネットワーク（以下、地域ネット）を設置し、実質的な圏域地域自立支援協議会として機能している。尚、京都府は、障害保健福祉圏域ごとに「総合相談支援センター」を展開しており、今回のインタビューについては、総合相談支援センター『結丹（ゆに）』のジェネラルケアマネジャー（GM）である沼津氏（亀岡市にある知的障害者入所更生施設の施設長と兼務）を中心にご協力いただき、圏域内の施設職員へのインタビュー、地域ネット運営委員会へのオブザーバー参加等により情報を補足している。

設立までの経緯としては、平成 18 年 10 月、障害者自立支援法下で圏域内に設置された各種会議をつなぐ広域的相談支援ネットワークの構築を企図し、「南丹圏域障害児者相談支援のあり方検討会議」の第 1 回会議が開催された。その後、平成 19 年 3 月、第 3 回「あり方検討会議」で地域ネットの設立を決定し、平成 19 年 4 月より圏域地域自立支援協議会の機能を担ってスタートした。自治体・保健所・教育局を含む「あり方検討会」メンバーが連携しながら、GMの機能を活用する方向で総合相談支援センターを中心に据えて動き始めた。（図 1）

図 1 南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク（圏域自立支援協議会）設立のプロセス

*以下文中で、圏域自立支援協議会を地域ネットと表現する。



「あり方検討会」の構成メンバーは、2 市各 1 名、1 町 1 名、圏域保健所 3 名、圏域教育局 1 名、特

別支援学校高等部1名、総合相談支援センター3名、地域生活支援センター2名、地域療育等支援事業（当時）1名である。行政については、設立時、現在において、2市1町に事情の違いで差はあるものの一貫して「1メンバー」として連携している。沼津氏は「行政は出し惜しみなく協力してくれる。それなくして現在の状況はあり得なかった」と話している。

また、地域ネット設立時に圏域内に存在した既存のネットワークとしては、亀岡市における「施設ネットワーク会議」（社会福祉法人3・NPO 法人2・自治体・圏域保健所）と、「八木町ネットワーク会議」であったが、それぞれの連携はとられていなかった。

設立時には、既に有効に機能していると言われていた滋賀県甲賀ネットの事例を全面的に参考にし、現地を視察し、専門部会を含め説明を受けてシステム形成のモデルとし、ケアマネジメント推進協議会・発達障害研修会などの講師として南丹圏域に招聘して話を聞き参考にした。

圏域自立支援協議会の設立及び運営には、先にも述べた、圏域「総合相談支援センター」の果たす役割が非常に大きい。総合相談支援センターは、京都府アクションプラン「障害者自立支援計画」に基づいて設立され、京都府下では、京都市を除いて、丹後圏域、中丹圏域、南丹圏域、京都乙訓圏域、山城北圏域、山城南圏域の6圏域があり、それぞれGMを配置し、かたちは一定ではないが、圏域地域自立支援協議会の設置・運営に協力、支援をしている。

2 組織

南丹圏域地域ネットの全体像については、提供を受けた「南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク～ほっとネット～」(図2)にある通りである。インタビュー時には、これを圏域自立支援協議会としてよいのかという議論も一部ではあったようであるが、実質的には、これが圏域自立支援協議会として機能しているとみてよいであろう。

組織の構成について、まず運営委員会であるが、先の「あり方検討会」のメンバーを基本としており、2市1町、圏域保健所、特別支援学校高等部、総合相談支援センター、地域生活支援センター、重症心身障害児者施設（地域療育等支援事業）によって構成されている。また、不定期ではあるが、圏域の隣接市にある視覚障害者団体からのオブザーバー参加がある。運営委員会メンバーは、行政の障害福祉担当、及び各相談支援機関の代表である。尚、運営委員会及び次の専門部会とも、現在のところ当事者団体の参加はない。

次に、専門部会であるが、現在は発達障害児支援担当者会議、管内特別支援連携協議会、南丹圏域障害者就労連絡会、精神保健部会があり、余暇支援部会が設置予定である。専門部会の構成メンバーは、運営委員会メンバーが分担して兼務するほか、各専門部会とも既存のネットワーク担当者を中心に、就労連絡会にはハローワーク・商工会（亀岡市1団体、南丹市3団体、京丹波町3団体）を、精神保健部会には医療機関（医師、PSW、臨床心理士の3名）・精神障害者作業所（2カ所2名）を加えるなど、必要に応じて関係機関・領域からの参加により構成されている。（表1）

表1 運営委員会及び専門部会の構成

領域	機関・部署	運営委員	専門部会			
			発達障害	特支教育	就労支援	精神保健
教育	13	1	5	13	1	0
行政	22	5	13	2	6	11
相談機関	6	6	1	3	6	4
施設(入所)	1	0	0	1	0	0
施設(通所)	4	0	0	4	0	0
企業(商工会)	3	0	0	0	3	0
医療機関	4	0	1	1	1	3
社協	1	0	0	1	0	0
地域(家族)	4	0	0	2	0	2
地域(その他)	1	0	0	0	0	1
その他	3	0	0	1	0	0

※) 商工会については、市町村合併以前の組織(当初)から整理された。

組織の意思決定についてであるが、事務局を担う総合相談支援センターが主軸となっているものの、行政を含む運営委員会により、専門部会の協議内容を含む全ての方向性を合議によって決定している。また、専門部会の全てに運営委員会メンバーが参加しているため方向性にブレはないとのことであった。組織全体の課題として、2市1町の地域自立支援協議会がスタートしたばかりで本格的な協議が進んでいないこと、またニーズ把握・ネットワークの強さ・事業所の専門性・行政の意識などの面で圏域内に差はあるものの、GMの沼津氏は「参加団体は、みな進んで協力している。この圏域は、行政も含め良心的」と評価していた。

3 運営

運営に関しては、まず総合相談支援センターと保健所障害福祉室が事務局機能を果たしており、会議運営費にはセンター委託費の一部を当てている。ただし、運営委員会、専門部会への参加はメンバーの所属する機関・団体の「業務内」となっており、会議に係る交通費などは支払われていない。

各会議の実施状況であるが、全体会議は年1回の開催となっており、主として圏域内の課題の共有を行っている。運営委員会では「年2回程度の開催が妥当」との意見もあるが、事務局を担う総合相談支援センターのマンパワー不足などにより1回の開催にとどまっている。また、運営委員会については月1回のペースで開催され、全員参加(全員が参加できるように日程調整は綿密に行う)により活発な議論が行われ、先にも述べたように、議論の内容は各専門部会の協議内容に反映されている。専門部会については、運営委員の参加が得られるよう、運営委員会後に必要に応じて開催されている。開催頻度については、運営委員会・専門部会とも妥当であると考えているとのことであった。

協議内容の一例を尋ねたところ、運営委員会では、共通ニーズに基づき余暇支援部会の必要性が話し合わせ、専門部会の精神保健部会においては、圏域内に精神科デイケアを行なっている医療機関が1つしかないため、退院促進への体制が構築しづらい一因になっているなどの課題共有が行われたことが挙げられた。また、インタビューとは別にオブザーバー参加させて頂いた運営委員会では、就労に係る新

たな製品開発として「京のつちたま」作りや、圏域内のスーパーと連携した「ハートショップ」の展開、圏域内困難事例の調査方法、圏域内事業所の新規人材確保に関する圏域共同の取り組みなどが議論されていた。

個別支援会議や個別ケースとの関連については、運営委員会とは別に、総合相談支援センターと相談支援事業所による相談支援会議を月1回開催しており、相談支援のもつ課題や地域共通課題の共有などを行っている。また、個別支援会議については、従来の通り、必要に応じて行政・学校・施設・相談支援事業所などによって開催され、また困難ケースへの対応は、総合相談支援センターが適宜関与しながら各相談支援事業所が担当している。個別ケースについて地域ネットの場で議論されることがあるのか尋ねたところ、地域ネットとしては圏域の「共通課題」は協議するが「個別ケース」については、2市1町における個別支援会議の協議内容であり、その意味では2市1町の地域自立支援協議会の課題であるかもしれないとのことだった。先にも述べたように、2市1町の地域自立支援協議会はスタートしたばかりで機能し始めれば、個別ケースの課題解決も含め、圏域地域自立支援協議会の関与の仕方や連携についても整理していく必要が出てくるであろう。

4 効果と今後の課題

地域ネットを設置したことの効果であるが、まずは協議会設置を念頭に「あり方検討会」から協議会設置に至る過程で行政・他領域を含めて、圏域課題について共有・協議する場としてのネットワークが構築されつつあること自体が大きな効果の一つであろう。具体的には、いまだ社会資源として明確には確立されていないが、就労関係のサポーター養成、圏域として新製品の開発、協力してくれる地域資源との連携、人材確保の取り組みなど、協議会の運営が本格化するにつれて、徐々にではあるがその設置効果が具体的な形で表れてきている。

また、相談支援に関しては、まだまだ充分とは言えないが、地域ネットの運営や個別ニーズの集約、地域課題への取り組みに中心的立場で関与していくプロセスにおいて着実に力をつけてきたと評価できる。具体的には、従来実施している個別支援会議、ケース会議が充実したとの行政からの評価もある。今後の課題としては、総合相談支援センターの関与しているケースは少なく、また困難ケースが多いためエンパワメント視点に基づく支援は充分とは言えない点が挙げられていた。家族の関与を通じた障害当事者のエンパワメントは重要であると考えられ、今後は家族支援というスタンスも含め、2市1町の相談支援事業所がエンパワメント視点に基づく相談支援を提供していくことができるよう、総合相談支援センターとしてバックアップしていきたいとのことであった。

地域ネット設置に係る効果として、行政の関与については、当初より「積極的な1メンバー」として関与している。運営その他について行政が具体的な提案をすることもあるが、それも1構成メンバーとしての提案である。事務局を担う総合相談支援センターとしては、当初より、行政を含む構成メンバー同士が「対立せず、方向性はブレない」という理念を大切にしている。また、準備から設立、運営について、行政の中でも特に保健所の果たしてきた役割は非常に大きいとのことであった。

最後に今後の課題であるが、ネットワークに掛かってこないケースへの対応（相談支援事業所に挙がってこないケース、一部の施設に抱え込まれているかもしれないケース、不十分な資源を仕方ないと諦めているケースなど）、圏域内2市1町の地域自立支援協議会の機能充実と連携（個別ケースに関する協議、2市1町と圏域の役割分担など）、圏域内社会資源との連携拡大（特に入所系事業所・施設との連携など）、相談支援事業に求められるスキルの整理とスキルアップ（今後求められるスキルの整理、スキルアップの具体的な方法など）などが挙げられる。また、圏域内には、2市1町による差、事業所・